

盛岡市立きたくり保育園移管計画（案）

盛岡市

令和4年3月

目 次

I	計画の目的.....	1
II	計画の期間.....	1
III	計画の内容.....	1
1	第1期 移管先法人決定後から引継保育開始まで（令和3年11月1日から令和4年3月31日まで）.....	1
	(1) 移管先決定法人の紹介.....	1
	(2) 三者（保護者・移管先法人・市）懇談会の設置.....	1
	(3) 引継保育士の紹介と意見交換.....	1
	(4) 引継保育に係るスケジュールの話し合い.....	2
	(5) きたくり保育園NEWSの発行.....	2
	(6) 施設設計.....	2
	(7) 保育所等整備交付金の協議及び申請.....	2
	(8) 引継保育の準備.....	2
2	第2期 引継保育開始から移管まで（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）.....	2
	(1) 引継保育.....	2
	(2) 給食の引継ぎ.....	3
	(3) その他の引継ぎ.....	3
	(4) 三者懇談会の開催.....	3
	(5) 保護者アンケートの実施.....	3
	(6) 引継保育の進行管理.....	3
	(7) 備品の譲渡.....	3
	(8) 保育所設置の認可手続き.....	3
	(9) 移管先法人での移管後に必要な職員の採用.....	3
	(10) 施設整備.....	3
3	第3期 移管後の1年間（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）..	4
	(1) 定員と年齢ごとの受入児童について.....	4
	(2) 移管後の訪問指導.....	4
	(3) 保育内容等の確認.....	4
	(4) 特別保育の実施.....	4
	(5) 園庭整備.....	4
	(6) 三者懇談会の開催.....	4
	(7) 保育内容の評価と結果の公表について.....	4
	(8) 指導監査の実施.....	4
4	第4期 移管後2年目以降（令和6年4月1日以降）.....	5
	(1) 訪問指導.....	5
	(2) 保育内容等の確認.....	5
	(3) 三者懇談会の継続.....	5
	(4) 指導監査の実施.....	5

I 計画の目的

この移管計画は、盛岡市立きたくり保育園の移管を円滑に行うとともに、移管後においても保育所運営を良好に行うため策定するものです。

計画を推進するに当たっては、保護者、移管先法人及び市の三者で話し合いをしながら進めていくこととします。

II 計画の期間

計画の期間は、それぞれの期間で目的などが異なることから、次の4期間に分けることとします。

第1期 移管先法人決定後から引継保育開始まで

(令和3年11月1日から令和4年3月31日まで)

第2期 引継保育開始から移管まで

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

第3期 移管後の1年間

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

第4期 移管後2年目以降

(令和6年4月1日以降)

III 計画の内容

計画の内容は、上記の期間ごとに、次のとおりとします。

1 第1期 移管先法人決定後から引継保育開始まで(令和3年11月1日から令和4年3月31日まで)

この期間は、移管先法人の決定を踏まえ、保護者、移管先法人及び市の三者で話し合う場を設け、1年間の引継保育の体制やスケジュールについて話し合う期間とします。

(1) 移管先決定法人の紹介

市は、移管先法人選定委員会における選定の経過や結果について保護者にお知らせし、決定した移管先法人を紹介します。

(2) 三者(保護者・移管先法人・市)懇談会の設置

市は、円滑な引継保育や保育体制、保育内容などについて話し合いを行うため、保護者、移管先法人及び市の三者による懇談会(以下「三者懇談会」という。)を設置します。

(3) 引継保育士の紹介と意見交換

市は、保護者に対し、引継ぎを行うために移管先法人から派遣される保育士(以下「引継保育士」という。)を紹介します。

また、引継保育や移管後の保育について、意見交換を行います。

(4) 引継保育に係るスケジュールの話し合い

引継保育は、1年間にわたり、現在のきたくり保育園の保育内容や児童の状況の把握に努めることを目的とするものですので、円滑に引継保育が行われるよう、三者懇談会においてその体制やスケジュールについて話し合いを行い、決定します。

(5) きたくり保育園NEWSの発行

市は、三者懇談会で話し合われたことや計画の進捗状況などについて、保護者にお知らせする「きたくり保育園NEWS」を発行します。

(6) 施設設計

移管先法人は、保育所新築に伴う施設設計を行い、その概要を第2期以降において保護者に説明することとします。

なお、施設設計については、建築基準法や消防法等の関係法令及び市の条例による設備運営基準を満たす設計とすることとします。

(7) 保育所等整備交付金の協議及び申請

市は、移管先法人から提出される事業計画等に基づき、施設の整備に必要となる交付金の交付に向けて国と協議を行い、補助採択の申請を行います。

(8) 引継保育の準備

市は、移管後においてもきたくり保育園の保育内容が継承されるよう、保育士等の日々の動きや配慮すべき事項等についてまとめた引継書を作成します。

2 第2期 引継保育開始から移管まで（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

この期間は、きたくり保育園は公立保育所のままで保育を行い、移管先法人が移管前の保育内容を継承するため、保育内容や行事などについて把握する期間とします。また、引継保育士は、令和5年4月の移管時に保育士等が変わることによる児童への影響に配慮し、児童の状況の把握に努めます。

(1) 引継保育

ア 引継保育の目的

引継保育は、きたくり保育園の保育内容、行事及び児童の状況の把握に努め、円滑な移管を図ることを目的とします。

イ 引継保育体制

移管先法人は、令和4年4月1日から主任保育士1人及び担任保育士3人を、また、令和4年10月からさらに担任保育士3人を派遣し、引継保育を行うこととします。

主任保育士は、きたくり保育園の主任保育士と共にきたくり保育園の保育全般に関する指導及び総括に関することを担うとともに、その把握に努めることとします。

担任保育士は、クラス担任として保育を行い、きたくり保育園の保育内容や児童の状況の把握に努めることとします。

原則として、担任保育士は移管時も引き続きクラス担任を受け持つこととします。

ウ 市の支援

市は、円滑な引継ぎが行われるよう、職員（保育相談員）による定期訪問等を通じて、きたくり保育園と移管先法人との連絡調整、保護者や引継保育士からの相談、引継保育士に対する助言を行います。

エ 研修の実施

市は、引継保育士に対して、地方公務員法などの必要な研修を行います。

(2) 給食の引継ぎ

給食は、重要な保育の一環であることから、給食についても引継ぎを行います。

給食の引継ぎは、栄養士及び調理員が給食のあり方、食物アレルギー児童への対応、調理の仕方などについて行います。

(3) その他の引継ぎ

園長業務の引継ぎは、公立保育所と私立保育所では経理事務や給与支払事務などの事務が異なるため、主に保育所の全般的な管理運営業務や園舎管理などについて行います。

(4) 三者懇談会の開催

市は、移管後の保育所運営をより質の高いものとしていくため、三者懇談会を定期的に行い、保護者と移管先法人との信頼関係の醸成に努めます。また、三者懇談会において、保育、特別保育、行事、給食、安全・衛生、保護者負担金など園の運営について話し合います。

(5) 保護者アンケートの実施

市は、保護者へのアンケートを実施し、その結果を保護者へ公表するとともに、引継保育にその結果をできるだけ反映し、より良い保育運営を目指します。

(6) 引継保育の進行管理

市は、上記の事項がスケジュールどおりに行われているかについて、進行管理を行います。また、必要がある場合は、移管先法人に対して改善指導を行います。

(7) 備品の譲渡

市は、令和5年4月に備品を移管先法人へ譲渡するため、必要な事務手続きを行います。

(8) 保育所設置の認可手続き

移管先法人は、令和5年4月からきたくり保育園の設置運営を行うため、理事会を開催し、保育所設置の協議、認可手続き等を市に行うこととします。

(9) 移管先法人での移管後に必要な職員の採用

移管先法人は、移管後に保育士の経験年数が5年以上の者が3分の1以上となること等、移管先法人の募集の際に市から示されている職員配置の要件を満たすよう、必要な職員の採用等を行うこととします。

(10) 施設整備

移管先法人は、保育所の新設が保育所等整備交付金対象事業として国から補助採択された後、移管後の保育に支障がでないように、令和4年度中に工事を行うこととします。ま

た、工事については、保護者等に周知しながら進めることとします。

3 第3期 移管後の1年間（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

この期間以降は、保育所の設置運営を移管先法人が行います。運営が移管先法人に変わっても保育内容が変わることがないように、また、そのことによる児童への影響がないよう、保護者、移管先法人及び市の三者で引き続き保育内容に関する話し合い等を行っていきます。

(1) 定員と年齢ごとの受入児童について

保育所定員については90人を継続し、0歳児から2歳児までの定員を増やします。それに伴い、保育士等の配置も拡大します。

(2) 移管後の訪問指導等

市は、移管後においても、円滑な保育運営が行われるよう、職員による訪問を定期的に行い、助言等や、必要に応じて協議を行います。

(3) 保育内容等の確認

保育内容や行事が移管後も継承されているかについて、三者で確認します。また、必要な場合は、三者懇談会で話し合いをしながら、改善することとします。

(4) 特別保育の実施

移管先法人は、令和5年4月から複数の特別保育を実施することとします。実施する特別保育については、第2期において三者懇談会で話し合いをしながら、検討することとします。

(5) 園庭整備

旧園舎を市が解体後、移管先法人が保育や保護者の送迎等に支障のないように、工事を行う予定です。

工事の時期については、契約手続き等に要する期間をみて、保護者等にお知らせしながら進めていくこととなります。

(6) 三者懇談会の開催

市は、引き続き三者懇談会を開催し、移管後の保育所運営をより質の高いものとしていくため話し合いの場を設けます。

(7) 保育内容の評価と結果の公表について

市は、保護者アンケート等を実施し、移管後における保育内容等の運営状況の評価し、公表します。

(8) 指導監査の実施

市は、関係法令に基づき、適正な保育所運営を行っているかどうかについて、指導監査を行います。また、必要がある場合は、改善指導を行います。

4 第4期 移管後2年目以降（令和6年4月1日以降）

この期間は、引き続き、訪問指導等や保育内容の確認を行います。

(1) 訪問指導等

市は、移管後においても、良好な保育運営が行われるよう、引き続き、職員による訪問を実施し、助言等や、必要に応じて協議を行います。

(2) 保育内容等の確認

保育内容や行事が移管後も継承されているかについて、三者で確認します。また、必要な場合は、三者懇談会で話し合いをしながら、改善することとします。

(3) 三者懇談会の継続

市は、引き続き三者懇談会を開催し、移管後の保育所運営をより質の高いものとしていくため話し合いの場を設けます。

(4) 指導監査の実施

市は、引き続き、関係法令に基づき適正な保育所運営を行っているかどうかについて、指導監査を行います。また、必要がある場合は、改善指導を行います。